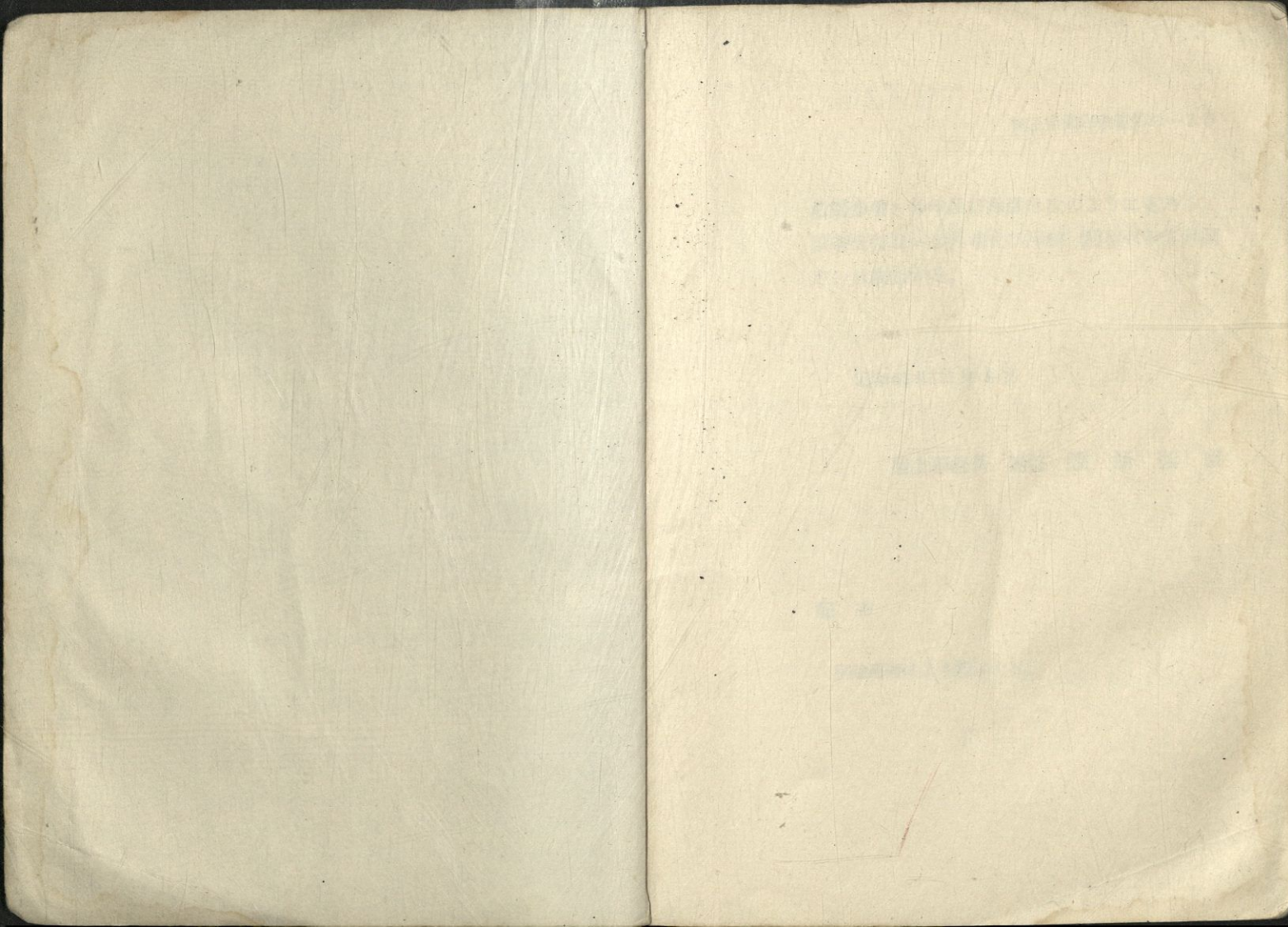


陸自教範21 - 3

歩哨・外哨及び斥候

陸 上 幕 僚 監 部

昭和51年11月



陸自教範21-3

陸上自衛隊教範第21—3号

教範歩哨・外哨及び斥候を次のように定める。
訓練資料21—3 外哨及び斥候（昭和41年5月制定）は廃止する。

昭和51年11月8日

陸上幕僚長 陸将 栗 栖 弘 臣

配 布

別途通達により指示する。

陸 衛 部

昭和51年11月

陸自教範21-3

は し が き

第1 目 的

本書は、各級部隊の歩哨・外哨及び斥候の任務に関する教育訓練の一般的事項を定めることを目的とする。

第2 適用上の注意事項

本書は、「野方令」、「歩哨・外哨及斥候令」、「防空訓令」、各級補用教範、関係法規等と併用して使用する必要がある。

第3 改正意見の提出

本書の改正に関する意見は、陸自幕僚監部（第5部 兵備科）に提出するとともに、陸自幕僚監部工務課に送附するものとする。

陸 上 幕 僚 監 部

昭和51年11月

陸上自衛隊・訓練

陸上自衛隊・訓練

昭和21年11月

は し が き

第1 目 的

本書は、各級指揮官以下全隊員に対して、歩哨・外哨及び斥候に関する教育訓練の一般的準拠を与えることを目的とする。

第2 使用上の注意事項

本書は、「野外令」、「各個の戦闘訓練」、「対空戦闘」、各職種運用教範、関係法規類等と関連して使用する必要がある。

第3 改定意見の提出

本書の改定に関する意見は、随時、陸上幕僚長（第5部長気付）に提出するとともに陸上自衛隊富士学校長に通報するものとする。

第1章 歩哨・外哨・斥候の概論	1
第2章 歩哨・外哨・斥候の教育訓練	25
第3章 歩哨・外哨・斥候の運用	35
第4章 その他の事項	39
附録第1 歩哨・外哨・斥候の一例	45
附録第2 視察要領の一例	49
附録第3 歩哨・外哨・斥候の一例	51

第 1 章 歩哨・外哨
第 1 節 概 説
第 2 節 前哨長の処置
第 3 節 複 哨
第 1 款 歩哨係の行動
第 2 款 複哨の行動
第 4 節 外 哨
第 2 章 斥 候
第 1 節 概 説
第 2 節 指揮官の処置
第 3 節 斥候の準備
第 4 節 目標地域への前進
第 5 節 目標地域における偵察
第 6 節 報 告
第 7 節 車 両 斥 候
第 8 節 その他の斥候
付録第 1 兆候の一例
第 2 視察要領の一例
第 3 要図による斥候報告の一例

はしがき

第 1 章 歩哨・外哨

第 1 節 概 説	1
第 2 節 前哨長の処置	3
第 3 節 複 哨	
第 1 款 歩哨係の行動	7
第 2 款 複哨の行動	8
第 4 節 外 哨	13

第 2 章 斥 候

第 1 節 概 説	17
第 2 節 指揮官の処置	17
第 3 節 斥候の準備	19
第 4 節 目標地域への前進	24
第 5 節 目標地域における偵察	32
第 6 節 報 告	35
第 7 節 車 両 斥 候	36
第 8 節 その他の斥候	39
付録第 1 兆候の一例	45
第 2 視察要領の一例	49
第 3 要図による斥候報告の一例	51

目 次

1	第1章 歩哨・外哨
6	第1節 概 説
10	第2節 要 旨
13	第3節 歩哨の任務
16	第4節 外哨の任務
19	第5節 歩哨の配置
22	第6節 外哨の配置
25	第7節 歩哨の警戒
28	第8節 外哨の警戒
31	第9節 歩哨の連絡
34	第10節 外哨の連絡
37	第11節 歩哨の訓練
40	第12節 外哨の訓練
43	第13節 歩哨の装備
46	第14節 外哨の装備
49	第15節 歩哨の補給
52	第16節 外哨の補給

第1章 歩哨・外哨

第1節 概 説

第1 要 旨

- 1 歩哨（しょう）及び外哨は、警戒のため重要な役割を担任する。
歩哨及び外哨に任ずる隊員は、任務の重大さを自覚し、
おう盛な責任感をもって勤務しなければならない。
- 2 歩哨は、敵情を監視し、その他特に命ぜられた任務を遂行する。
歩哨には、独立した歩哨と外哨内の歩哨がある。
歩哨の勢力は、通常2名とするが、前哨の監視線を形成する独立した歩哨は、2～4名とし、これを複哨という。
- 3 外哨は、敵情を監視し、ときとして主力に準備のための時間の余裕を与える等の任務を遂行する。
外哨には、集結地の前哨又は戦闘前哨等の外哨がある。
外哨の勢力は、通常1個班以下とするが、状況によりその勢力が増強されることがある。
外哨は、通常一部を歩哨とし、他の隊員は直接その近

第1章 歩哨・外哨

くに隠蔽・掩蔽（えんぺい）して待機する。

第2 記述範囲

本章においては、前哨監視線を形成する複哨及び外哨について記述する。その他の歩哨及び外哨は、これを準用するものとする。外哨は、第3節「複哨」を準用し、第4節「外哨」には特異事項を記述する。

第3 一般守則

複哨及び外哨は、次の一般守則に基づいて行動する。

- 1 絶えず敵方を監視し、併せて四周を警戒し、すべての兆候に注意する。敵に関し発見したならば、速やかに前哨長に報告する。

近接する少数の敵兵は捕獲するか刺・射殺する。

- 2 出入を許す者は味方の部隊、幹部、斥候、巡察、伝令とし、その他の者については、前哨長の指示を受ける。

近づく者には銃を構えて確かめ、彼我不明のときは誰何（すいか）する。3度誰何しても答えない者は、捕獲するか刺・射殺する。

車両は、停止させて取調べる。

- 3 出発する斥候からは、任務、経路、帰来地点・時刻等の概要を聞き、自己の見聞した状況を知らせ、帰来する斥候からは、その見聞した状況を聞く。

- 4 銃は手から離してはならない。夜間は着剣する。

第2節 前哨長の処置

歩哨は、喫煙せず、また命令なく座臥（が）してはならない。

第2節 前哨長の処置

第4 外哨及び複哨

- 1 前哨長は、敵の接近予想経路に外哨又は複哨を配置して前哨監視線を形成するとともに、その間隙（げき）には、必要に応じ斥候・巡察を派遣して警戒する。

外哨及び複哨の配置に当たっては、主要な地点に通常外哨を配置し、彼我の状況、気象・地形等を考慮し、全般的に敵の脅威が少ない場合、又は敵の主要な接近経路以外の地点で主力に近いが、若しくは警戒容易な地点に複哨を配置することがある。外哨及び複哨とも、地隙、断崖（がい）、水流等の障害の利用に着意する。

歩哨の位置は、十分な視界を有し、隠蔽・掩蔽が得られることが必要であり、一般に高所にあるときは聴音及び視察に便で、夜間低地にあるときは敵を空際に透視し得る利点がある。

- 2 前哨長は、外哨及び複哨には、双眼鏡、有・無線通信機、要すれば近接察知の資・器材、障害（道路阻絶を含む）資材、対戦車火器等を携行させる。

3 前哨長は、通常速やかに斥候を派遣して外哨及び複哨を配置する間の警戒を行い、次いで、外哨長及び歩哨係に彼我の状況、複哨及び外哨の編成・装備、哨所予定位置、概略の監視方向、前哨長の行動予定等を示し、外哨及び複哨を哨所予定位置に分進させる。じ後、自ら各哨所に至り、特別守則を与えるとともに哨所の工事等について示す。あらかじめ哨所を概定できないか、あるいは哨所の指示が困難な場合は、所要の隊員を率い、必要な地点から配置する。

4 前哨長は、通常、外哨及び複哨に左から一連の番号を付け、第1外哨、第2複哨等と呼称する。

第5 特別守則

1 前哨長は、特別守則を歩哨係又は外哨長に与え、同時に各隊員にも聴取させるよう努める。その内容は、じ後状況の推移に応じ適時補備修正する。

2 特別守則として示すべき内容及び順序は、次のとおり。

- (1) 外哨（複哨）の番号
- (2) 重要地形・地物の名称
- (3) 敵の方向、位置、活動状況、接近予想経路
- (4) 前方にある味方の部隊及び斥候の状況、斥候は特に帰来の地点及び時刻

(5) 隣外哨（複哨）の位置及び番号、連絡法

(6) 特に監視すべき要地又は方向

(7) 監視法、姿勢、交代法

(8) 敵の攻撃に際しとるべき処置

(9) 信号、警報、合言葉

(10) 前哨長の位置及びこれに至る経路

(11) その他特に注意すべき事項

第6 監視法

歩哨には、通常相互に協力して監視させるが、状況により、監視区域を分け、あるいは位置を移動して監視するよう命ずることがある。

第7 交代法

前哨長は、部隊の状況、敵情、季節等を考慮し、外哨及び複哨の歩哨数、立哨時間等の交代要領について定める。極寒時においては、外哨も短時間で交代させることがある。

第8 哨所の工事

前哨長は、工事の種類とその程度、工事を完成すべき時機等、工事の実施のため必要な事項を示す。

1 哨所には、通常、掩体、障害物（道路阻絶を含む。）、近接察知の設備を設ける。歩哨の掩体は、努めて立姿用とする。

哨所と前哨長の間には、通常有線を構成する。

2 工事に当たっては、特に秘匿を重視する。状況により、昼間は必要最小限の工事にとどめ、薄暮・夜間に補備強化する。

第9 配置終了後の処置

1 前哨長は、戦備の度に応ずる勤務要領を示す。

② 前哨長は、自ら警戒地域を巡視するとともに、歩哨係等にも機会あるごとに巡視させ、地形の特色を覚えさせる。また、歩哨係等を巡察、斥候として計画的に派遣する。

③ 夜間は、必要に応じ、哨所の位置、数、勢力等を変更あるいは増強し、また巡察・斥候を強化する。

第10 敵の攻撃に際しとるべき処置

前哨長は、敵の攻撃に際しては、通常、外哨及び複哨を離脱させる。状況により潜伏して監視させるか、あるいは所命の期間戦闘を命ずることがある。戦闘を命ずる場合には、状況により砲迫等により火力支援を行う。

第3節 複哨

第1款 歩哨係の行動

第11 哨所への前進

1 歩哨係は、所要の装備・資材を受領し、前進経路、隊形、警戒要領等を示し、部下を率いて四周を警戒しつつ速やかに哨所へ前進する。

2 歩哨係は、通常とりあえず歩哨を立て、監視すべき要地又は方向等を示して監視させるとともに、自ら地形を偵察する。この間、他の者に工事の準備を命ずる。また、要すれば前哨長誘導のための処置を講ずる。

第12 前哨長到着後の行動

1 前哨長到着時、歩哨係は、前哨長が到着するまでに得た敵及び地形に関する情報について報告する。

2 歩哨係は、前哨長から与えられた特別守則を、要すれば要図（写景図）化し、その重要な点を部下に反復説明又は質問して徹底する。この際、監視要領を現地につき具体的に指導する。

注意して視察すべき地点には、村落・林縁の出口、高地の小開かつ地、道路・鉄道の交差点、橋等がある。

3 歩哨係は、通常、交代要員をもって掩体を構築させるとともに障害物、近接察知の設備等を設ける。掩体には、監視・射撃設備、出入路、足掛り等を設ける。工事に当たっては特に偽装を重視し、じ後交代時等を利用して補備・修正する。

第13 交代

1 歩哨係は、上番者を率いて現地に至り、監視要領等を指導した後交代させる。

2 歩哨係は、交代に当たっては敵に暴露しないこと及び監視を中絶しないことに留意して歩哨を交代させる。

また、夜間は、哨所に到着するまでに上番者を夜暗に慣れさせる必要がある。

第14 複哨長の指令

対敵動作等を適切にするため、歩哨係は歩哨中の適任者をあらかじめ哨長に指令しておくことがある。

第2款 複哨の行動

第15 監視

1 歩哨は、相互に協力し、全神経を働かせ、敵方を監視するとともに併せて四周を警戒する。この際、局部の状況にとらわれて他の正面に対する監視を中絶してはならない。

2 監視に当たっては、地形・地物の形状、色彩、陰影、音声等のわずかな変化にも注意する。兆候を発見した場合は、相互に知らせ、1名は継続してその周辺を綿密に監視する。兆候の一例については、付録第1参照。

3 視察の要領の一例は、次のとおり。

(1) 上番時まず全般をすばやく視察し、特に、目につく地形・地物、不自然な色及び外形、動くもの等を把握する。

(2) 次に、次の要領により詳細に視察する。

●ア 通常近くから遠くへ視察する。一定の距離、例えば50~100mの地線を左(右)から右(左)へ視線を移していく。

イ 同じ距離だけ遠方、例えば100~200mの地線を右(左)から左(右)へ視線を移していく。

ウ 以下、同じ要領で全地域を視察する。

エ 地形によっては、一定の距離の地線ではなく、地形・地物に沿って視察する。

オ 縦方向に長い地形・地物がある場合には、要すればそれに沿って縦方向に視察する。

カ 注視する点に対し、顔を正対して視察するが、夜間は周辺視(教範「各個の戦闘訓練」参照)による。監視すべき要地等に対しては、目を凝らし、あ

るいは双眼鏡を使って視察する。

キ 視察要領の一例については、付録第2参照。

第16 敵に関し発見した際の行動

複哨は、敵に関し発見したときは、速やかに前哨長に報告するとともに、引き続き敵の人員数、車両の種類・数、敵は我が哨所に気付き、あるいは哨所を予知して行動しているか否か等に着意して監視を継続する。この際、戦車等を発見したときには他の報告に優先して報告する。

第17 報 告

1 複哨は、見たまま聞いたままの事実を簡潔・明確に報告する。報告すべき内容及び順序は、次のとおり。

- (1) 複哨の番号
- (2) 何が（敵の人員数、車両の種類・数等）
- (3) どこで（敵の位置）
- (4) いかに（敵の行動）
- (5) 要すれば複哨のとした処置

2 状況急を要し、対応のいとまがない場合、複哨は、敵の機先を制し、数発連射（「急射撃」という。）して急報告する。

3 じ後、複哨は、解明した事項を機を失せず報告する。また、定められた時期には、異常がなくともその旨報告する。

第18 少数の敵に対する行動

1 哨所から離れて潜入する少数の敵兵を発見した場合、複哨は、みだりに射撃することなく、監視を継続する。

2 少数の敵兵が哨所に気付かず、近づいて来ると判断される場合、複哨は、敵を通過させるか、又はその背後若しくは側方から不意に乗じて捕獲し、あるいは刺殺する。

3 少数の敵兵がおおむね哨所に気付き、あるいは哨所を予知して近接して来ると判断される場合、複哨は、敵を至近距離に引きつけ、機先を制して不意急襲的に射撃し、努めて全員を射殺する。

第19 出入者の確認、誰何

1 複哨は、哨所に近づいて来る者に対しては、相手の行動を見極め、彼我不明のときは誰何する。

(1) 歩哨は、協力して行動し、誰何する者及び捕獲する者等の分担を定め、すばやく準備する。

誰何する距離は、明暗の度、地形等によって異なるが、一般に相手が少数のときは、相手に乗ぜられない範囲で十分近づける。

(2) 誰何する者は、銃を構え、相手の機先を制し、低く、かつ、底力のある声で「誰（だれ）か」と呼び止める。

(3) 近づいて来る動作から、味方の斥候等と推定でき、かつ、相手が「〇〇斥候」等と答え、味方と確認できた場合には、誰何をやめる。

相手を更に確認する必要があるときは、相手のうち1名を識別できる距離まで前進させ、合言葉等により確認する。

(4) 相手が敵と判明するか又は逃げ隠れする兆候を示した場合には、直ちに捕獲するか刺・射殺する。

相手が敵対行動はとらないが、なお不審と思われる場合は、対応が容易な地点へ誘導し、後ろを向かせて監視し、前哨長の指示を受ける。

(5) 相手が誰何に答えない場合、相手の挙動を見極め、彼我不明のときには、やや間合いをおき再び誰何する。相手が答えないときは、更に追いかぶせる感じで3度目の誰何をする。それでも答えない者は捕獲するか刺・射殺する。

2 不意に至近距離に何者か近づく兆候を発見した歩哨は、あわてて誰何あるいは射撃することなく、すばやく捕獲又は刺・射殺の準備をしつつ相手の挙動を見極めて誰何する。

3 出入する味方斥候等に対しては、複哨は、経路を示して通過させる。

第20 射撃又は敵襲を受けた場合の行動

1 敵の射撃を受けた場合、複哨は、あわてて応射することなく、敵及び哨所周辺の射弾の状況を観察する。敵の射撃による偵察と判明したときは、隠蔽して監視を継続する。

2 敵襲を受けた場合、複哨は、沈着剛胆、最大限に火力を発揮して敵の氣勢を破砕するとともに前哨長に急報する。

第21 交代

歩哨の交代は、歩哨係立会の下、下番者は監視を継続し

つつ 1名が見聞した事項及び前方に出ている斥候等に関し、その任務等の概要を上番者に申し送る。

第4節 外哨

第22 哨所到着後の行動

1 外哨長は、歩哨係に準じて行動する。前哨長が隣外哨等へ移動する際には、要すれば一部の者を随行させ哨所を確認させる。

2 外哨長は、付与された特別守則の所要事項について部下に徹底する。次いで工事する設備及び工事の実施要領について示す。

第23 哨所の工事等

1 外哨長は、戦闘即応の態勢をとりつつ、監視に並行して待機人員をもって工事を実施する。

2 まず、歩哨の掩体を構築するとともに有線を構成する。じ後、各隊員の掩体、障害物（道路阻絶を含む）、近接察知の設備、待機位置の設備等を逐次工事する。工事に当たっては、地形・地物の利用に努めるとともに偽装を重視する。

3 各隊員の掩体は、通常当初は射撃設備又は偽装のみとして逐次補備し、かつ、全周に対し戦闘できるよう補足の掩体を準備する。

4 敵の近接を察知するため、仕掛け火工品あるいは電子器材等を哨所前方の要点及び監視上の死角に設置し、また哨所周辺にも設ける。

5 敵方及び上空に隠蔽・掩蔽し、かつ、速やかに配備に着ける位置に待機位置を設ける。待機位置には、要すれば掩壕（えんごう）を設け、中央に隔壁を残し、また夜間戦闘のため周囲に射撃設備を設ける。

6 監視範囲と死角及び外哨の配備等を明らかにした監視・配備要図（写景図）を速やかに前哨長に提出する。

第24 監視

1 外哨長は、任務に基づき歩哨を立て敵方を監視する

とともに、所要の者をもって四周の警戒及び対空警戒を行う。歩哨の位置は原則として外哨内とし、状況によりやや離隔した位置に設けることがある。対空監視の要領については、教範「対空戦闘」参照。

2 兆候を発見した者は、直ちに外哨長に報告する。外哨長は、自ら、また要すれば歩哨を増加し、あるいは斥候を派遣して当面の目標を解明する。

外哨長は、いかなるときでも、当面の目標にけん制されて他正面の監視を中絶してはならない。

第25 昼夜の配備変更

1 外哨長は、通常、薄暮時期には昼夜間の歩哨を重複して立哨させ、監視の間隙をなくするとともに地形・地物を暗識させる。

2 夜間警戒のため、哨所の変更を命ぜられた場合、外哨長は、前項に準じて行動するとともに暗くなるまでに配備を変更する。払暁時には、明るくなるまでに変更を完了する。

第26 歩哨の交代

1 外哨長は、上番者に特別守則の所要事項について指導した後、交代させる。

2 下番者は、立哨中に見聞した事項を上番者に申し送る。

第1章 歩哨・外哨

第27 出入者の点検

1 前哨長の指示を受け、出入者の点検を行う場合、外哨長は、被点検者を敵方から見えない位置へ、要すれば1名ずつ前進させ、点検を行う。

2 点検する者は、被点検者の手を動かさないよう用心し、えり、そで、ポケット等に注意して服装及び持ち物を点検する。この間、他の者は、銃を構え相手の動作を監視する。

点検する者は、不要な会話をしてはならない。

3 車両を点検する場合、外哨長は、運転手を下車させて点検させ、この間他の者に車両内を点検させる。点検間、逃走に備え射撃を準備する。

第28 少数の敵に対する行動

1 哨所から離れた地点で潜入する敵兵に対しては、外哨長は、要すれば一部の者を追尾させ監視を継続する。

2 少数の敵戦車等に対しては、外哨長は、隠蔽して監視を継続する。

敵戦車が哨所に近接して来る場合には、あらかじめ準備した対戦車火器の射程内に近づくのを待ち必中の射撃を行う。この際、後続の歩兵の有無に注意する。

第2章 斥候

第1節 概説

第29 要旨

1 斥候は、主として部隊に直接必要な細部の敵情及び地形等の情報資料の収集に任ずる。斥候は、また警戒任務に任ずる。

2 本章は、偵（てい）察に任ずる徒歩斥候を主対象として記述し、その他の斥候等については、第7節以下に特異事項を記述する。

第30 斥候員の資質・能力

斥候員は、剛胆、俊敏、熱心、沉着にして、責任感おう盛でなければならない。斥候長は、そのほか統御方に秀で、かつ、戦術・地形判断能力を必要とする。

第2節 指揮官の処置

第31 斥候に与える命令

1 指揮官は、斥候の任務達成のための十分な時間及び準備時間の余裕を考慮し、努めて早期に命令を下達する。

第2章 斥 候

2 指揮官は、斥候長に命令を直接与える。この際、任務は努めて単一、明確なものとする。命令に含むべき事項は、おおむね次のとおり。

- (1) 斥候の任務達成に関係ある彼我の状況
- (2) 偵察すべき事項、帰来報告時刻
- (3) 斥候の編成・装備
- (4) 出発・帰来地点、要すれば出発時刻、概略の前進経路
- (5) 報告
- (6) 戦闘を行う条件
- (7) 支援の射撃等
- (8) 弾薬、糧食等の補給、負傷者等の処置
- (9) 通信諸元、合言葉等
- (10) その他必要な事項

第32 斥候の編成・装備

指揮官は、斥候の任務、任務達成に要する時間、彼我の状況、気象・地形等を考慮して斥候の編成・装備を定める。この際、任務に応じた斥候長の選定を適切にすることは極めて重要である。斥候には、双眼鏡、地図、磁石、無線機、その他必要な装備品等を携行させる。

第33 報 告

1 指揮官は、斥候に通常帰来時に偵察した事項を報告

第3節 斥候の準備

させる。また必要に応じ行動間も無線機等により適時報告させる。

2 指揮官は、斥候の前進状況を逐次は握する必要がある場合、斥候の前進経路の近くの著明な地形・地物を連絡点として指定する。

第34 支援の射撃等

斥候の行動を支援するため、砲迫等の射撃を計画する場合、あるいは砲迫の試射等が斥候の行動に影響がある場合には、指揮官は、斥候長に所要の事項を示すとともに、要すれば支援部隊等と調整させる。

第35 予 行

指揮官は、斥候の行動地域に似た地形を利用し、あるいは砂盤、要図等を使用して斥候に予行を実施させる。

第36 関係部隊への通報

指揮官は、斥候の出発地点、予定帰来地点、時刻等を関係部隊へ通報する。

第3節 斥候の準備

第37 偵察斥候計画

1 斥候長は、任務、彼我の状況等に基づき、同一方向に行動する斥候及び支援部隊等と所要の連絡調整を行う

とともに、努めて第一線部隊から最新の情報を入手し、偵察斥候計画（「斥候計画」という。）をたてる。

2 計画に当たっては、斥候長は、敵との接触が予想される時期及び場所を適切に判断し、前進目標、斥候の前進に影響を与える各種の地形、視察に適する位置（「視察点」という。）、前進経路を検討する。この際、努めて行動地域を視察する。

地形の検討に当たっては、斥候長は、地形の大勢をは握するとともに敵との接触が予想される地域、目標地域、夜間又は視度不良時に通過しなければならない地域等を重視する。

3 計画の精粗は、任務、彼我の状況、行動期間、準備時間の余裕等によって異なる。計画すべき事項は、おおむね次のとおり。

(1) 偵察すべき事項

要すれば細部の偵察すべき事項を定める。

(2) 目標地域における偵察要領

通常、隠（おん）密に視察点から視察点へ移動又は一地に潜伏して偵察する。この際、薄暮・薄明時期の利用に努める。

指揮官から示された場合は、強行手段による偵察を計画する。

(3) 前進目標

前進目標は、通常、偵察すべき事項を視察するのに最も適した位置に設ける。

(4) 編成・装備

編成・装備は、目標地域における偵察のための編成・装備を基礎に計画し、それに基づき前進間の方向維持、警戒等各斥候員の任務を定めるとともに装備の携行区分を定める。

(5) 前進経路

敵との接触が予想される地域、前進に影響を与える各種の地形、重要な視察点等を考慮して、前進経路と予備の経路を選定する。往復の経路は努めて別経路とする。

夜間は、特に指揮掌握容易かつ方向維持容易な経路を選定するとともに、敵のレーダ、暗視装置等を考慮し、開かつ地、高地等は努めて避ける。

(6) 前進速度

前進速度は、前進目標に速やかに到達するため、敵と接触の危険度、地形、視程等を考慮し、各要点から要点に至る前進速度を適切に計画する。前進に際しての要点とは、主として重要な視察点となる高地、林縁、隘（あい）路の出入口、道路の分岐点等である。

(7) 出発・帰来時刻

帰来報告時刻を基礎として、偵察及び往復に要する時間等を考慮し出発時刻を定める。

(8) 隊 形

敵と接触の危険度、地形、視程等を考慮し、速度の發揮、警戒、指揮掌握等に有利なように隊形を定める。

(9) 集 合 点

集合点は、味方第一線部隊地域内、又はその付近及び前進経路に沿って選定する。目標地域の集合点は、通常、前進目標となる。

(10) 敵と接触時の行動

敵と接触した場合、号令（信号）で瞬時に行動できるように、種々の状況に応じた行動要領を約束動作として定める。

(11) 兵站（たん）

糧食・水、無線機用電池、弾薬等の補給について定め、負傷者の処置等について計画する。

(12) 信号・識別

指揮・連絡のため簡単な信号及び識別の要領等を定める。

4 状況急を要する場合、斥候長は取りあえず、前進目標、前進経路等について定め、前進間に逐次細部の事項

を決定する。

5 斥候長は、斥候計画の概要を指揮官に報告する。斥候計画は、通常、文書にしない。

第38 斥候員の指名及び準備の指示

1 斥候長は、斥候計画のうち、目標地域における偵察要領、前進目標、概略の前進経路等を定めた後、斥候員を指名し、次の内容のうち必要な事項について示し準備させる。

(1) 偵察すべき事項

(2) 斥候の編成、要すれば組区分、装備

(3) 予行に関する指示

(4) 糧食、装備等の受領に関する指示

(5) 準備完了の時刻、命令下達の時刻、地点

(6) 斥候長の行動予定

2 準備時間の余裕が少ない場合、斥候長は、命令受領に先立ち斥候要員を指名して所要の準備を行わせる。

第39 命 令

1 斥候長は、努めて行動地域の敵情及び地形が視察できる地点で、簡潔に命令を下達する。命令に含むべき事項は、通常、次のとおり。

(1) 斥候の行動に直接関係ある彼我の状況

(2) 出発・帰来地点、前進目標、前進経路

(3) 偵察すべき事項、帰来報告時刻

(4) 当初の前進隊形及び斥候員の任務

(5) 集合点、特に第1の集合点

2 状況急を要する場合、斥候長は、前進目標及び前進経路等必要最小限の事項について命令し、出発する。

第40 予行・点検

斥候長は、敵と接触した場合の行動について予行を行い、斥候員の服装、携行すべき装備品等について点検を行う。斥候員には情報資料となるものは残置させ、地図には味方の状況は記入させない。

第4節 目標地域への前進

第41 前進要領

1 斥候は、要点から要点へ向かい躍進し、速やかに目標地域へ前進する。斥候長は、敵と接触の危険度及び地形・視程に応じた前進速度及び隊形を選定し、隠蔽経路を前進する。

2 斥候は、一般に菱形隊形又は縦隊隊形をとり、夜間又は錯雑地においては、明暗の度等に応じ、距離、間隔を詰めた隊形をとる。

斥候長は、前方に警戒員を出すとともに各斥候員に警

戒方向を示して四周を警戒させ、上空にも注意する。特に、夜間は時々停止し、耳目を働かせて各種兆候に注意する。

敵の伏兵が予測される道路、谷地等の疑わしい地点では、一部の偵察員を先行させて偵察させる等慎重に行動する。敵の占領したこん跡のある地点では特に注意して偵察する。

3 斥候長は、先頭付近に位置し、自ら敵情、地形を視察するとともに部下を確実に掌握し、軽快に指揮する。この際、無声指揮を活用する。前進間、適時後方から異状の有無を逡伝させる。

4 斥候長は、主要な稜(りょう)線、水系、道路特に交差点、鉄道等地形の大勢及び著明な地物を暗識するに努め、適時地図と現地とを対比して現地を明らかにする。森林等における方向維持には磁石を活用する。また要すれば砲迫の射撃及びホーミングアンテナレーダ探知機等を活用し、月・星等を利用する。

5 斥候長は、予定した集合点付近を通過する際その位置を全員に確認させる。また、次の集合点を示すとともに分散した際には、次の集合点に進むか、あるいはその集合点にもどるかを示す。

6 停止する場合、斥候長は、著明な地形・地物を避け、

隠蔽・掩蔽が良好かつ警戒容易な地点を選定し、四周に警戒員を配置する。短時間停止するとき及び夜間は、低地を選び、背景に注意して停止し、通常、前進隊形のまま全員で警戒する。

停止時及び出発時、斥候長は、人員、装備を点検し、出発時にはこん跡を消す。

第42 味方第一線の通過

1 斥候長は、味方第一線部隊の手前で停止し、通常、斥候員1名を同行し、行動を秘匿して第一線部隊と連絡し、最新の情報を入手するとともに合言葉を確認する。

第一線部隊には、斥候の任務、経路、予定帰来地点・時刻等の概要を告げる。

2 帰来時は、前項に準じて行動するとともに、第一線部隊に斥候長が得た情報資料を通知する。

3 斥候長は、第一線部隊から示された経路を通過する。

第43 各種地形の通過要領

1 道路（林空）の横断

(1) 斥候長は、横断地点として道路の屈曲部等左右から見えにくい地点を選定する。この際、道路の交差点は努めて避ける。

(2) 道路の手前で停止し、一部の斥候員を派遣して前方及び道路の両方向に異常のないことを確認した後、

斥候主力を道路の近縁の隠蔽・掩蔽された地点に前進させる。じ後、先行の斥候員に道路を渡らせ、前・側方を偵察させる。

(3) 先行の斥候員の掩護の下に、斥候主力をいっせいに横断させ、隠蔽・掩蔽された地点まで一挙に前進させる。

(4) 敵と接触する危険度が大きいと判断される地域では、斥候長は、斥候主力を区分し、相互に掩護しながら横断させる。

2 開かつ地

斥候長は、通常、散開した隊形をとり、小地形を利用しつつ迅速に前進する。

3 森林（錯雑地）

(1) 斥候長は、森林の手前で停止し、一部の斥候員を派遣して林縁に異状のないことを確認した後、森林に接近する。

(2) 森林内では、的確に方向を維持し、掌握を確実にして、四周を警戒しつつ、不意に敵と遭遇しても直に対応できるように準備を整え、迅速に前進する。この際樹上にも注意する。

(3) 森林から出る際、斥候長は、その手前で停止し、前方の異状のないことを確認する。

4 隘 路

- (1) 斥候長は、隘路の近端の異状のないことを確認した後、隘路に接近する。
- (2) 短い隘路では、一部の斥候員を派遣し、隘路の遠端を偵察した後、その掩護下に迅速に通過する。
- (3) 長い隘路では、特に前方を警戒しつつ迅速に通過する。状況により、途中で一時停止して前方を視察しながら躍進する。隘路の近端から十分射界があるときは、一部をもって主力の通過を掩護させることがある。
- (4) 斥候長は、要すれば片側あるいは両側の高地に斥候員を派遣する。

5 川

- (1) 斥候長は、徒渉点を選定し、異状のないことを確認した後、道路に準じて近岸の堤防に進出し、斥候員を遠岸に派遣して偵察させる。
- (2) 徒渉容易な場合、斥候主力をいっせいに渡らせる。
- (3) 迅速に徒渉できない場合、斥候主力を区分し、相互に援護しながら各個に又は組ごと渡らせる。
- (4) 徒渉できない場合、所在の資材、できれば舟を利用して渡河する。ゴムボート等で渡河したときはその隠匿を確実にする。

帰来時やむを得ず前進時と同一地点で渡河する場合

は、斥候長は、特に河岸の異状のないことを確認した後、河岸に接近する。

6 橋

斥候長は、橋の真正面を避けるとともに隠蔽して橋に接近し、特に、橋の両端の敵の配備、障害等がないことを確認した後、通常、自ら橋の近端付近を偵察する。その後、一部の斥候員を派遣し遠岸を偵察させた後、斥候主力を迅速に渡らせる。

7 稜線・山腹

敵と接触の危険度が小さく、稜線・山腹の小径を利用する場合は、斥候長は、植生を利用して隠蔽するとともに最高所は避け、隠蔽して前進する。山腹においては、屈曲点に一部の斥候員を先行させつつ前進する。峠は特に慎重に偵察した後通過する。

8 地隙（谷地）

斥候長は、隠蔽・掩蔽経路を前進し、警戒、方向維持のため、適時要点から敵情、地形を視察する。

9 村 落

- (1) 斥候長は、命令で示された場合に限り村落を通過する。
- (2) 斥候長は、村落の外縁に異状のないことを確認した後接近する。

(3) 村落内では、距離を開いた隊形で、両側の建物又はへいに沿い、交互に掩護しながら躍進しつつ迅速に通過する。この際、堅固な建物、道路の交差点等に特に注意する。

10 障 害 物

(1) 斥候長は、自ら、障害物を制する火器及び関連する陣地、歩哨等を偵察した後、障害物を偵察する。障害物の細部の偵察要領については、教範「野戦築城」参照。

(2) やむを得ず障害物を通過する場合、斥候長は、通常、自隊で通路を開き、一部の斥候員を通過させた後、斥候主力を誘導通過させる。敵が設けた通路を使用する場合は、敵に乗ぜられないよう注意する。

第44 敵と接触時の行動

1 斥候は、極力隠密に行動し、やむを得ない場合に限り戦闘を行う。

2 前進中の敵を発見した場合、斥候長は、至短時間に敵との間合いを付近の地形等から判断し、迂(う)回するか又は潜伏する。この際、当面の敵の行動が、我が部隊に対し重要な影響を与えるおそれがあると判断した場合は、機を失せず敵の兵力、装備、行動等を偵察し、報告する。

3 敵の陣地等を発見した場合、敵の配備、特に、その

間隙及び翼の位置、警戒の度等について偵察する。

斥候長は、判明した敵情、気象・地形、時間の余裕等を考慮して判断し、迂回するか又は間隙から潜入する。潜入するときは、敵の歩哨の交代、斥候・巡察の通過、昼夜間の配備変更等の時期をとらえ潜入する。

状況により、味方の射撃等を利用し、あるいは射撃、音、光等で敵の注意を他に引きつけて好機を作為し、また敵歩哨等を急襲して潜入する。

4 敵の射撃を受けた場合、斥候長は、分散するか又はいっせいに右(左)へ移動して敵との接触を断つ。状況急を要するときは、機を失せず射撃し、敵の動揺に乗じて行動する等手段を尽して偵察を継続する。

5 敵と遭遇した場合、斥候長はとっさに敵兵力等を判断し、敵が少数ならば、機先を制して捕獲又は刺・射殺する。敵が多数のときは、あらゆる火力を発揮し、敵の混乱に乗じて突破するか又は離脱する。

6 捕虜を獲得し、又は敵の死者に遭遇した場合は、斥候長は、地図、書類、その他の資料を入手する。

第45 分散行動後の集合点における行動

逐次集まった斥候員のうちの先任者が指揮して、自隊警戒を行う。定められた時刻になっても斥候長が到着しないときは、先任者が指揮して任務を継承して偵察行動を続行

する。

第46 目標地域への潜入

斥候長は、努めて敵の背後又は側方から目標地域に潜入し、前進目標（集合点）に到達する。

第5節 目標地域における偵察

第47 視察点を移動して行う偵察

1 斥候は、数組に分かれ偵察するか、又は斥候長以下一部の斥候員が偵察し、残りの斥候員は、集合点若しくはその付近で監視・警戒に任ずる。

2 斥候長は、地形から敵の配備を推測し、又は既知の敵の配備から関連する火器、障害物の位置等を判断して綿密に視察する。この際、全神経を働かせ、わずかな兆候も見落とさないようにする。

各種目標に付随する兆候の一例については、付録第1参照。

3 斥候長は、視察点から視察点へ隠密に移動して偵察する。夜間においては、しばしば停止し、耳目を働かせて偵察する。この際、敵の暗視装置、近接察知設備等をまず発見するよう努める。

4 集合点に帰来後、斥候長は、収集した情報資料を全

員に知らせる。

第48 潜伏して行う偵察

斥候長は、視界及び隠蔽・掩蔽が良好かつ警戒容易な地点に潜伏して敵を監視する。

第49 強行手段による偵察

1 隠密に偵察することが困難又は任務達成のための時間の余裕がない場合、斥候長は、命令に基づき強行手段により敵の位置及び状態を暴露させ、あるいは偽装はく奪して偵察することがある。

2 射撃による偵察

斥候を、射撃に任ずる者、監視に任ずる者等に区分し、企図を秘匿して準備を行い、予想する敵の位置に対して急襲的に射撃を開始する。この際、監視に任ずる者は、目標を数方向、できれば側方から監視できるよう配置し、予想する敵の位置とその周辺を監視させ、射撃に任ずる者には射撃目標付近を監視させる。この際、四周に対する警戒を厳重にして行動する。実施後は速やかに離脱する。

3 欺騙（へん）行動による偵察

(1) 斥候を、欺騙行動に任ずる者、監視に任ずる者、掩護に任ずる者等に区分し、掩護の態勢を確立して欺騙行動を実施する。

(2) 欺騙に任ずる者には、予想する敵の位置の方向へ前進させ、突然停止して方向を変える等、あたかも敵を発見したかのように行動させ、又は突然音、光、煙を使用させる等創意を凝らした行動をさせる。

(3) 斥候長は、前項に準じて監視し、敵が射撃等対応行動をとったならば、機を失せず掩護に任ずる者に射撃させ、欺騙に任ずる者を收容する。

第50 橋、トンネル、徒渉点、障害の偵察

1 斥候長は、まず目標から離隔した地点で目標付近の敵情、隠蔽接近路、偵察間の警戒に適した地形等を確かめる。次いで掩護の態勢を確立して目標に接近し、細部の敵情及び所要の技術的事項を偵察する。

2 橋、トンネル、徒渉点については、その進入路についても偵察し、地雷・爆薬又は破壊を準備した箇所に注意する。橋が破壊されているときは、破壊の程度、修復の材料の有無等について調べる。徒渉点は、斥候長自ら徒渉して確認する。

3 障害物については、斥候長は、障害物と連携して配置されている火器の位置に注意する。障害物の細部の偵察要領については、教範「野戦築城」参照。

第6節 報 告

第51 報告の時期

1 斥候長は、通常、報告時刻までに帰来し報告する。また、命ぜられた場合は、行動間偵察した事項をその都度、又は示された時刻までに報告する。

2 連絡点を示された場合、斥候長は、連絡点の付近を通過する際にその旨を報告する。

第52 報告要領

○1 斥候長は、見たまま聞いたままの事実を正確・簡潔に報告する。直接見聞した事項以外のものについては資料源を明らかにし、また斥候長が判断した事項はその旨を明確にし、併せて判断の根拠についても報告する。

○2 斥候長は、偵察すべき事項以外の情報資料を入手した場合も適時報告する。初めて発見したとき、敵の行動が急激に変化したとき、敵の特殊武器使用の兆候を発見したとき、既知の状況と相違したとき等には直ちに報告する。

3 帰来して報告する場合、斥候長は、要すれば要図(写景図)等により明確・簡潔に報告する。この際、行動した地域の地形情報も併せて報告する。

要図による報告の一例については、付録第3参照。

4 無線通信により報告する場合、斥候長は、通信のための位置を適切に選定するとともに略号等を使用し、短切に通話する。

第7節 車両斥候

第53 要 旨

1 車両斥候は、的確に進路を維持するとともに、隊形及び前進の方法を状況に応じて選定する等、速度と警戒の調和を図りつつその任務を遂行する。

2 車両斥候は、任務、敵情、地形の許す限り車両で行動し、軽快機敏な乗下車により、要点における視察を行う。

第54 準 備

1 斥候長は、車両に機関銃及び銃架、無線機、必要に応じ監視器材、対戦車火器等を積載し、かつ、車両の整備、燃料・油脂等の補給を周到に行う。

2 斥候長は、乗車・積載区分、連絡法、車両故障時の処置、下車後の装備品等の携行要領及び車両の処置等について計画し、努めて予行を実施する。

第55 前進要領

1 車両斥候は、敵情、地形に応じ躍進するか、又は連続して前進するかを決定する。

躍進によって前進する場合、斥候長は、躍進方法、躍進点、要すれば組区分及び支援要領を示して前進を指揮する。この際、敵情、道路の起伏・屈曲の度、視程等に応じ躍進方法及び躍進距離を適切にする。

躍進の方法には、一斉（いっせい）躍進、逐次躍進及び交互躍進がある。

(1) 一斉躍進においては、斥候は全車いっせいに次の躍進点まで前進する。

(2) 逐次躍進においては、斥候を二つの組に区分し、先行の組は、後方の組の支援下に次の躍進点に前進し、次いで、後方の組は先行の組の支援下に先行の組の位置まで前進する。以下この要領を繰り返す。躍進距離は、通常、機関銃等による支援可能な距離を基準とする。

斥候長は、後方の組の前進開始時期を信号又は無線通信によってその都度示すか、あるいは先行の組の行動特にその進出位置を基準として示す。

(3) 交互躍進においては、斥候を二つの組に区分し、後方の組は先行の組の掩護下に先行の組の位置より更

に前方の躍進点に前進する。以下この要領を繰り返す。

(4) 夜間、躍進によって前進する場合、躍進距離を短くし、通常、一斉躍進を行う。

2 斥候長は、前進間、エンジン音、無線機の音量を低くするほか、砂じんを立てないように注意し、要すれば軌跡を消す。特に夜間は、光の反射防止、防音の処置を適切にするとともに敵のレーダ、暗視装置等に注意し、道路及び高地等の不用意な使用を避ける。

3 停止する場合、斥候長は、停止する時間、敵情、地形等を考慮し、乗車のまま又は一部若しくは主力を下車させて警戒する。

4 徒歩行に転移する場合、斥候長は、車両を隠蔽した地点に残置し、必要に応じ一部の斥候員を残し、車両の警戒及び指揮官との連絡に当たらせる。

第56 各種地形の通過要領

1 敵方に暴露した道路・開かつ地においては、斥候長は、その遠端付近に異状のないことを確認した後、要すれば斥候を二つの組に区分して相互に掩護しながら迅速に通過する。

2 見通しのきかない道路の屈曲点等においては、曲がり角等を利用して視察、相互支援を行いながら躍進する。

第57 敵との接触時の行動

1 前進中の敵を発見した場合、斥候長は、瞬時に敵情、地形を視察し、敵との間合いが近いのか又は地形上直ちに待避できないときは、速やかに反転して間合いをとり、隠蔽下で迂回・待避を行う。

2 敵の射撃を受けた場合、斥候長は、必要に応じ機を失せず射撃を開始して敵を制圧するに努め、隠蔽・掩蔽可能な地点に迅速に進入する。この間、敵情を確認して速やかに前進経路等を選定し、引き続き相互支援を行い機をみて離脱する。

第58 移動する敵の偵察

斥候長は、要点に潜伏し、継続して敵を監視するか又は敵の進路の側方若しくは前方に経路を選定し、逐次視察点を移動しつつ敵を偵察する。この際、敵の進路の分岐点等を視察できる地点を選定する。

第8節 その他の斥候

第59 捕虜の捕獲に任ずる斥候

1 欺騙、陽動、奇計等あらゆる創意を凝らし、捕虜獲得のための特殊装備・器材等の準備を周到にし、かつ、十分な予行を行うことは確実に捕虜を獲得するため極め

て重要である。

2 停止している敵の捕獲

(1) 斥候長は、停止している敵の状況を確認し、敵の巡察・斥候あるいはこれを支援する火器等の有無を慎重に確かめて捕獲の要領を決定する。

(2) 捕獲の要領は状況によるが、通常、斥候長は、斥候員を捕獲に任ずる者、警戒に任ずる者等に区分し、目標の背後又は側方から敵の不意をついて近迫し、抵抗の余裕を与えることなく一挙に突入して捕獲する。この際、一部の斥候員をもって、音、光、射撃等によって敵の注意を他に引きつけ好機を作為することがある。

突入直前に発見されたときは、火力を発揮して強襲する。

(3) 目標直前に障害物がある場合、斥候長は、掩護の態勢を確立し、障害物を隠密に処理すると同時に突入する。

(4) 捕獲後、斥候長は、迅速かつ静粛に離脱して集合点に集まる。集合点は、偵察任務の場合よりも速くに設けることが多い。

敵に追尾された場合、斥候長は、相互に掩護し、躍進しながら離脱させる。この際、要すれば地雷等を散

布して離脱を容易にする。

(5) 行動の細部要領については、教範「挺進行動」参照。

3 移動する敵の捕獲

移動する敵の捕獲は、通常、「伏撃（ふくげき）」により行う。「伏撃」の要領及び「伏撃」に当たり着意すべき事項は、次のとおり。

(1) 斥候長は、指揮官から示された地域で、通視困難な道路の屈曲部等敵の不意に乗じられる地点に伏撃を行う位置を選定する。

(2) 斥候長は、斥候を、捕獲に任ずる者、監視に任ずる者、警戒に任ずる者等に区分し展開する。

敵が近づいたならば、射撃を行う等手段を尽くして敵を混乱に陥れるとともに敵の退路を断ち、迅速に突入して敵を捕獲する。

第60 前哨の斥候・巡察

1 斥 候

(1) 前哨から派遣される警戒のための斥候は、通常、哨所を連ねる線より前方の要点等に位置し、敵の偵察活動の妨害、敵の攻撃の早期発見等に任ずる。

(2) 斥候長は、命令受領後速やかに、かつ、隠密に所命の位置に前進し、十分な視界があり、隠蔽・掩蔽が

良好かつ警戒容易な地点を選定し、偽装を完全に行い、通常、潜伏して敵方を監視する。

(3) 少数の敵兵を発見した場合、斥候長は、直ちに報告するとともに努めて接触を保ち、逐次その状況を報告する。状況有利なときは、命令に基づき敵を捕獲するか又は刺・射殺する。

(4) 敵の部隊等を発見した場合、急射撃等により急報し、じ後努めて敵と接触を保って逐次その状況を報告する。

(5) 敵情に変化がない場合にも、斥候長は定期的に報告する。

2 巡 察

(1) 巡察は、哨所を連ねる線以内の警戒、複哨・外哨との連絡・指導、複哨・外哨を配置しない地区の警戒、隣接部隊との連絡等に任ずる。また、射撃その他異状が発見された場合にも派遣され、かつ、複哨・外哨の援助を命ぜられることがある。

(2) 巡察は、通常示された経路に沿い四周を警戒しつつ行動する。巡察は、少数の敵兵は捕獲するか刺・射殺する。

付 録

付録第1 兆候の一例

1 全般

- (1) 微細な草木の色の变化又は動き、砂じん、軌跡、足跡等は、敵の有無を確認するための兆候となる。
- (2) 車両音・火煙・砂じんの状態、燈火の点滅、犬等の鳴声、武器等の操作音等は、敵の兵力、種類、行動等を判断する兆候となる。

2 個々の偵察目標に付随する兆候

(1) 陣地

ア 盛土の部分的な露出

イ 陣地の偽装による色彩と周辺との不調和

ウ 工事用材料の集積あるいは散乱

エ 人員の配備及び出入状況

オ 前方地域の射界の清掃

カ 既に判明している障害物あるいは陣地

(2) 自動火器等の陣地

ア 掩蓋(がい)の有無

イ 射界の清掃状況

ウ 自衛鉄条網の位置

エ 鉄条網を援護する火器掩体

- オ 既に判明している他の障地及び障害物
- カ 弾薬の搬入及び人員の出入状況

(3) 障 害 物

- ア 敵が殊更避ける地域又は特定経路の存在、歩哨の存在
- イ くい、鉄線等の存在、多数の足跡、包装材料のくず等の存在
- ウ 土地の特異なき裂又は小起伏、円形又は方形等のわずかな陥没、土・草の変色
- エ 特異な標識
- オ 既に判明している障地あるいは自動火器の位置
- カ 地雷に関する細部の兆候については、教範「地雷作業」参照

(4) 監視（観測）所

- ア 指揮官・伝令等人員車両の出入
- イ 器材特に眼鏡類・地図等の反射
- ウ 偽装・工事等による特異の形状あるいは変色
- エ 燈火・煙等の漏えい
- オ 通信・連絡の実施状況

(5) 指 揮 所

- ア 歩哨等による特定地域の警戒あるいは動哨
- イ 軽航空機等の離着又は連絡のための特異な航法

- ウ 車両による人員の出入

エ 通信所あるいは空中線の展張

(6) 砲・迫の射撃

- ア 発射音
- イ 発射時の火光（尖（せん）光及び映光）
- ウ 砲煙（通常半透明の環状又は線状の兆煙）
- エ じん煙（発射時における土砂の煙又は草木の葉等の飛散）
- オ 発射後の偽装の修正及び火砲・人員の小移動

(7) 砲・迫等の種類及び口径

- ア 射撃要領、射撃目標、発射間隔、発射法、使用弾種等
- イ 発射音の大小及び音色、弾頭音の有無、弾丸の飛行音の音色
- ウ 火光・砲煙の大小、数及び色並びにじん煙の状態
- エ 弾丸の破裂音の大小、土砂の飛散の状態及び弾こんの大小
- オ 弾丸の破片の形状、弾帯の数等

3 昼夜の転換期における兆候

警戒・監視部署の変更、配備の変更、偽装・障地の補強等のための兵力の移動

4 障地・施設等の真偽に関する兆候

(1) 陣地及び施設

工事の不自然な暴露、偽装した施設の放置、人員の不自然な出入等

(2) 砲 撃

ア 偽砲煙は、砲口前において長く放出された棒状の状態を保つが、実射の砲煙は迅速に拡散する。

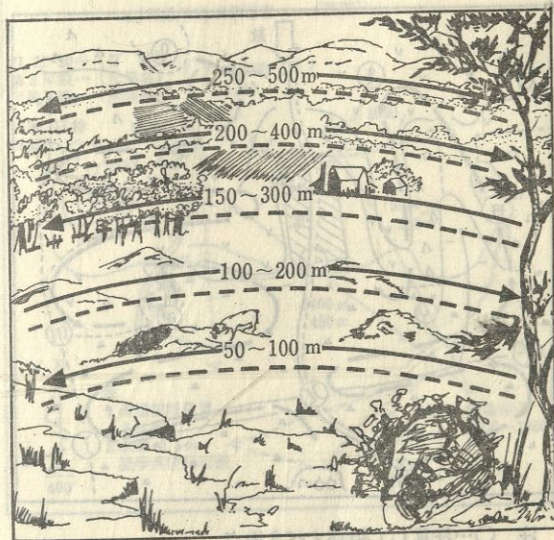
イ 実射は、発射音・飛行音・弾着音・弾着の現象を伴うが、偽砲撃は発射音のみである。

(3) 観 測 所

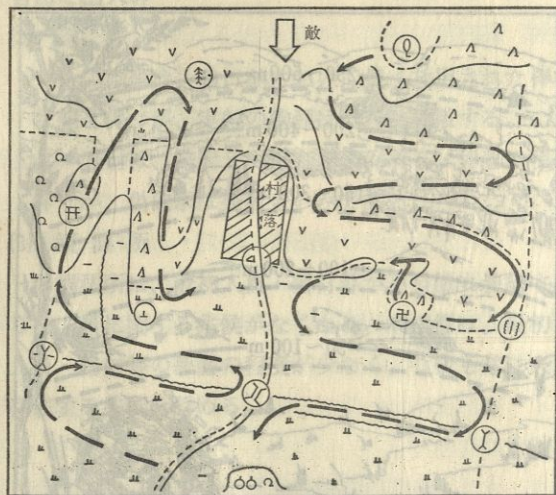
偽観測所は、最初人員・器材等が不自然に暴露するが、じ後人員に関する兆候がなくなる。真観測は、最初から人員・器材等の暴露の程度が少なく、じ後も常に人員の存在する兆候を認める。

付録第 2 視察要領の一例

その 1



その 2



注 ○…注意して視察すべき地点

付録第 3 要図による斥候報告の一例

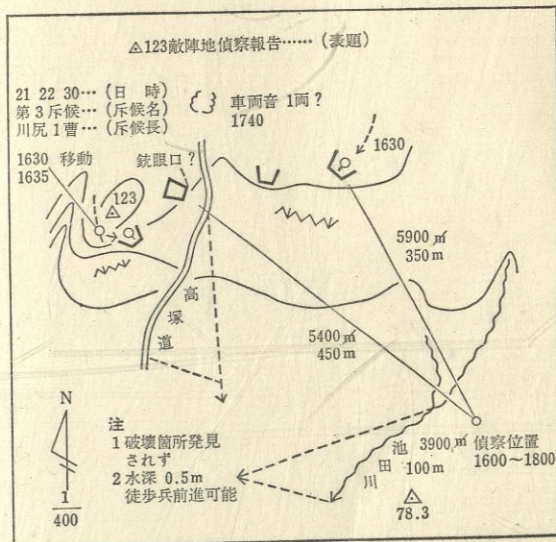
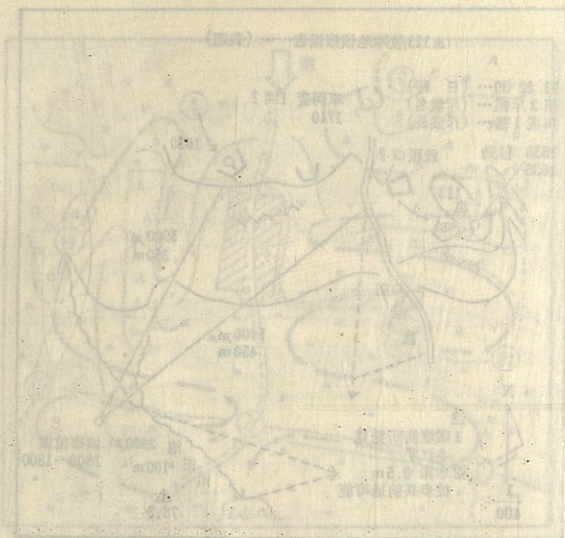


図 3 臺灣の主要な地形図



(学陽書房)

326-3

阿部義行